

滝川市交通安全計画について

滝川市交通安全計画（以下「計画」という。）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項及び第26条第1項並びに滝川市交通安全対策会議条例（昭和50年滝川市条例第5号）第2条の規定に基づき、滝川市交通安全対策会議が作成する。

交通安全対策基本法（抜すい）

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- （2） 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

滝川市交通安全対策会議条例（抜すい）

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、滝川市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 滝川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

○ 滝川市交通安全対策会議条例（昭和50年滝川市条例第5号）

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、滝川市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 滝川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長がこれを任命する。
 - （1） 国の関係地方行政機関の職員
 - （2） 北海道知事の部内の職員
 - （3） 北海道警察札幌方面滝川警察署の警察官
 - （4） 北海道旅客鉄道株式会社の職員
 - （5） 市長の部内の職員
 - （6） 教育委員会教育長
 - （7） 滝川地区広域消防事務組合消防長
- 6 委員の定数は、15人以内とする。
- 7 委員は、非常勤とする。

（特別委員）

第4条 会議に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、公共的機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

（幹事）

第5条 会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は委員及び特別委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、会長を補佐する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。